

平成22年6月24日

保護者 様

中野区立鷺宮小学校
校長 鈴木 栄子

学校伝染病による出席停止について（お知らせ）

学校伝染病とは、学校において予防すべき伝染病として、学校保健安全法の規定により定められているもので、かかった場合は出席停止となります。十分に休養し早く良くなるためと他のお子さまへの感染を防ぐもので、この期間は欠席扱いにはなりません。

お子さまが学校伝染病の診断を受けた際は、必ず学校へ連絡していただき、医師の許可がおりるまでご家庭でゆっくり休養してください。2ページ目の「登校許可証」を印刷していただき、登校時に医療機関で記入の上学校へ提出してください。

尚、2ページ目の中野区学校医会の医療機関では、「登校許可証」にかかわる文書料はかかりません。中野区学校医会以外の医療機関での「登校許可証」にかかわる文書料につきましては、保護者のみな様が各自で、各医療機関へお問い合わせください。

記

1、出席停止の期間の基準（学校保健法施行規則第20条）

第一種	治癒するまで
第二種 (結核を除く)	伝染病ごとに定められた出席停止期間の基準の通り。 ただし、症状により学校医その他の意思において伝染の恐れがないと認めるときにはこのかぎりではない。 1 インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く)・解熱したあと2日を経過するまで 2 百日咳・・・特有の咳が消失するまで 3 麻疹・・・解熱したあと3日を経過するまで 4 流行性耳下腺炎・・・耳下腺の腫脹が消失するまで 5 風疹・・・発疹が消失するまで 6 水痘・・・すべての発疹が痂皮化するまで 7 咽頭結膜熱・・・主症状が消退した後2日を経過するまで
結核および第三種	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで 感染性胃腸炎(ノロウイルスなど)・腸管出血性大腸菌感染症(O-157など) 急性出血性結膜炎・流行性角結膜炎・その他(溶連菌感染症・伝染性紅斑など)

登校許可証

中野区立鷺宮小学校長 様

貴校児童 _____ 年 _____ 組氏名 _____ の

病 名 _____ は

感染のおそれがなくなったため、登校を許可する。

出席停止期間 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

医師名 _____ 印

上記のとおり医師の許可がおりたので、出席停止の解除をお願いします。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所 _____

保護者名 _____ 印